

第7 消防教育

1 教育方針

本県は、台風、洪水、地震、津波など多数の災害発生要因を有しているとともに、近年の産業の進展による都市の広範化、流通の活性化による交通事情の急激な変化、さらには情報化、高齢化などにより社会環境が大きく変化しようとしており、これに伴って各種災害発生の増加が予想される。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、消防に対する県民のニーズは増大し、消防機関はその期待に応じる必要が不可欠である。

一方で、団塊世代や組合消防発足時の採用者の大量退職により、消防本部職員の構成が若年化し、災害対応力の低下が懸念されている。

こうした状況のなか、消防に対する県民の期待と関心はより一層高まりを見せており、救急需要の更なる増加と相まって救急処置の高度化、大規模災害への対応など消防需要にも迅速的確な対応が求められているほか、警防、予防、救急、救助、防災・危機管理等の広範な業務を任務とする消防職員及び消防団員の資質の向上を図ることは喫緊の課題となっている。

こうした情勢を踏まえ、平成27年4月1日から新たに定めた宮城県消防学校教育基本計画(第I期計画 平成27年度～平成31年度)により、「宮城の安全・安心を担う真の消防人を創る」の基本理念に基づき、「協働と参画」・「選択と集中」・「震災からの教訓」・「創造力の醸成」の4点を基本方針とし、基本的な消防業務の知識・技能を身につけさせるとともに、初任総合教育の更なる充実と効率化、専科教育及び特別教育の高度専門化、幹部教育の階層に相応しい組織運営教育の充実強化等を図ることにより、大規模災害や複雑化する災害に即応できる高度な専門知識と技能を修得させ、防災・危機管理意識の醸成と、更には組織活動の基本である規律の保持、体力の錬成、正しい倫理感と協調精神を涵養し、積極的かつ能率的に職務を遂行できる消防人の育成に努める。

2 教育計画

消防学校規則（昭和46年宮城県規則第35号）第2条に定めるところにより年間の教育訓練計画を策定し、計画的に教育訓練を実施した。

(1) 消防職員の教育訓練

ア 初任総合教育

新規に採用された消防職員に対し、職務遂行に不可欠な基礎知識、技能の習得、人格の形成、厳正な規律の保持及び旺盛な士気と体力の錬成を図り、職務を的確に遂行できる基本教育（初任教育）を行うとともに、高度な救助・救急技術の専門的教育訓練（救助科・救急科）を一体的に行い、多様な現場活動に即応できる人材を育成するための総合的な教育訓練を行う。

イ 専科教育

現任の消防職員に対して特定の分野に関する専門的な教育を行う。

- ① 「警防科」 ② 「予防査察科」 ③ 「救急科」

ウ 幹部教育

幹部として習得すべき事項に関する教育訓練を行う。

- ① 「初級幹部科」

エ 特別教育

専門的分野を重点的に習得する教育訓練を行う。

- ① 「救急救命士再教育講習」 ② 「救急救命士処置拡大講習」

(2) 消防団員の教育訓練

ア 基礎教育

新任の消防団員に対して基礎的な教育訓練を行う。

イ 専科教育

現任の消防団員に対し特定の分野に関する専門的な教育訓練を行う。

- ① 「機関科」

ウ 幹部教育

幹部として習得すべき事項に関する教育訓練を行う。

- ① 「指揮幹部科（現場指揮課程）」 ② 「指揮幹部科（分団指揮課程）」

エ 特例教育

必要に応じ、消防団員を対象として基礎教育に準じた基礎的な教育訓練を行う。

- ① 「現地教育」

(3) 消防職員及び消防団員以外の者の教育訓練

一般教育

幼少年消防クラブ指導者をはじめ自衛消防組織又は自主防災組織等の構成員に対して基礎的な教育訓練を行う。

- ① 「幼少年消防クラブ指導者研修」

3 教育内容

(1) 消防職員の教育訓練

初任総合教育については基礎的な学術及び技能を、専科教育等については、専門知識、技能の習得に効果のある教育を実施した。

(2) 消防団員の教育訓練

教育訓練計画に基づき、実科、学科について、各教育それぞれ特色のある教育を実施した。

(3) 消防職員及び消防団員以外の者の教育訓練

一日入校による教育訓練を行うことにより、幼少年消防クラブ指導者等の防火防災意識の高揚に努めた。

4 平成26年度教育訓練実施状況

表1 教育訓練実施状況

平成27年3月31日現在

教育訓練種別		区分	教育訓練期間	教育訓練総日数		教育訓練実日数		教育訓練人員		階級別入校者人員						
								A	B	C	D	E	F	他		
消防職員教育	初任(第一八期)総合教育)	初任教育	4月8日～9月26日 3月20日	175	116	153							153			
		救助科	10月14日～11月12日	265	30	180	21	153	152				153	152		
		救急科	1月19日～3月19日	60	43	151								151		
	専科教育	警防科(第5期)	9月29日～10月10日	12	10	24			5	17	2					
		予防査察科(第4期)	12月1日～12月12日	12	10	24			2	20	2					
		救急科(現任)	1月19日～3月19日													
	幹部教育	初級幹部科(第31期)	11月13日～11月27日	15	10	25			10	15						
		救急救命士再教育講習(第5期)	9月30日～10月3日	4	4	27		3	14	8	1		1			
		救急救命士処置拡大講習(第1期)	12月8日～12月12日	5	5	35		6	24	5						
	小計			313	219	288	0	9	55	65	5		154	0		
消防団員教育	基礎教育(第10期)		11月15日～11月16日	2	2	33					3		30			
	専科教育	機関科(第55期)	11月29日～11月30日	2	2	57			1	3	17		36			
	幹部教育	指揮(第1期)幹部科)	現場指揮課程	12月6日～12月7日	2	2	54		11	8	18	17				
			分団指揮課程	12月13日～12月14日	2	2	55		9	14	19	13				
	特例教育	現地教育	石巻	5月17日～5月18日	2	2	22					1		21		
			美里	5月31日～6月1日	2	2	26					26				
			名取	10月18日～10月19日	2	2	36					1		35		
小計			14	14	283	0	20	23	40	78		122	0			
その他	一般教育	7月31日	1	1	41	幼少年消防クラブ指導者研修										
	消防協会	12月2日～12月3日	2	2	47											
	消防協会	11月20日	1	1	96											
	小計			4	4	184										
合計			331	237	755											

「階級別入校者人員」欄には、吏員又は団員の階級準則に基づく入校者の階級を次の区分にしたがって計上した。

ただし、準則に定めない階級の者については当該階級の直近下位の準則に定めのある階級に計上した。

※ 消防司令長・団長・副団長－A 消防司令・分団長－B 消防司令補・副分団長－C

消防士長・部長－D 消防副士長・班長－E 消防士・団員－F

他－消防団員又は消防職員以外の者

- ・未修了者人員を含む。
- ・初任総合教育人員は、初任教育・救助科のみの教育訓練人員を含まない。

5 過去5年間(平成22年度～平成26年度)の教育訓練実績

表2 教育訓練実績

教育の種別	年度	平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度			
		期 間	実日数	人 員	期 間	実日数	人 員	期 間	実日数	人 員	期 間	実日数	人 員	期 間	実日数	人 員	
初任総合教育	初任総合教育	4. 7～ 3. 17	175	117	5. 11～ 3. 15	180	113	4. 11～ 3. 19	180	136	4. 10～ 3. 19	180	141	4. 8～ 3. 20	180	153	
	初任教育	4. 7～ 9. 28	(115)	(118)	5. 11～ 10. 27	(116)	(114)	4. 11～ 9. 28	(116)	(136)	4. 10～ 9. 27	(116)	(144)	4. 8～ 9. 26	(116)	(153)	
	救助科	9. 29～ 10. 28	(21)	(117)	11. 29～ 12. 28	(21)	(113)	10. 1～ 10. 30	(21)	(135)	10. 1～ 10. 30	(21)	(144)	10. 14～ 11. 12	(21)	(152)	
	救急科	1. 17～ 3. 16	(39)	(116)	1. 16～ 3. 14	(43)	(113)	1. 16～ 3. 18	(43)	(133)	1. 16～ 3. 18	(43)	(141)	1. 19～ 3. 19	(43)	(151)	
専科	救急科(現任職員)	1. 17～ 3. 16	39	8	1. 16～ 3. 14	43	15	1. 16～ 3. 14	43	5	1. 16～ 3. 14	43	3				
	幹部教育							11. 26～ 12. 7	10	26				11. 13～ 11. 27	10	25	
防	中級幹部科	11. 24～ 12. 2	7	22							11. 21～ 11. 29	7	26				
	上級幹部科							1. 10～ 1. 11	2	17							
	警防科							11. 5～ 11. 16	10	23				9. 29～ 10. 10	10	24	
	特殊災害科							12. 13～ 12. 21	7	22							
職	危険物科										12. 16～ 12. 20	5	24				
	予防査察科	12. 6～ 12. 17	10	22										12. 1～ 12. 12	10	24	
	火災調査科	11. 8～ 11. 19	10	22							11. 11～ 11. 22	10	24				
	はしご自動車操作講習										11. 13～ 11. 15	3	17				
員	特別教育																
	気管挿管講習①	6. 22～ 6. 25	10	16													
	気管挿管講習②																
	薬剤投与講習	11. 4～ 12. 15	29	38	11. 9～ 12. 20	29	20										
	救急救命士再教育講習①							11. 6～ 11. 9	4	22	11. 5～ 11. 8	4	21	9. 30～ 10. 3	4	27	
	救急救命士再教育講習②							12. 11～ 12. 14	4	21	12. 10～ 12. 13	4	23				
救急救命士処置拡大講習													12. 8～ 12. 12	5	35		
小計	7回	280	245	3回	252	148	9回	260	272	8回	256	279	8回	219	288		
消	基礎教育	10. 29～ 10. 30	2	31				11. 17～ 11. 18	2	37	11. 16～ 11. 17	2	34	11. 15～ 11. 16	2	33	
	幹部教育	上級幹部科	12. 20～ 12. 21	2	16												
		中級幹部科	12. 16～ 12. 17	2	60				12. 5～ 12. 6	2	45	12. 12～ 12. 13	2	52			
		指揮幹部科(現場指揮課程)												12. 6～ 12. 7	2	54	
		指揮幹部科(分団指揮課程)												12. 13～ 12. 14	2	55	
	初級幹部科	11. 4～ 11. 5	2	50				11. 1～ 11. 2	2	45	11. 9～ 11. 10	2	46				
	専科教育	警防科															
		予防科															
		機関科	11. 1～ 11. 2	2	44				12. 8～ 12. 9	2	49	12. 7～ 12. 8	2	48	11. 29～ 11. 30	2	57
	特別教育	上級幹部講習										12. 5～ 12. 6	2	21			
特例教育		現地教育	5. 15～ 5. 16	2	41				5. 19～ 5. 20	2	30				5. 17～ 5. 18	2	22
								10. 20～ 10. 21	2	37				5. 31～ 6. 1	2	26	
小計	6回	12	242	0回	0	0	6回	12	243	5回	10	201	7回	14	283		
そ	一般教育(一日入校)	1回	1	39				1回	1	45	1回	1	44	1回	1	41	
	消防団員指導員研修	1回	3	42				1回	3	44	1回	3	37	1回	2	47	
	消防協会女性消防団員研修													1回	1	96	
	その他																
小計	2回	4	81	0回	0	0	2回	4	89	2回	4	81	3回	4	184		
合計	15回	296	568	3回	252	148	17回	276	604	15回	270	561	18回	237	755		

- ・初任総合教育人員は、初任教育・救助科のみの教育訓練人員を含まない。
- ・消防協会女性消防団員研修は平成25年度まで単独で開催。